

佐賀県東部工業用水道告示第1号

佐賀県東部工業用水道財務規程の規定に基づく帳簿その他の様式（平成26年佐賀県東部工業用水道告示第1号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示による改正前の佐賀県東部工業用水道財務規程の規定に基づく帳簿その他の様式に規定する様式は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

令和5年5月19日

佐賀県知事 山口 祥 義

「合計残高試算表」を「月次試算表」に、「管理者等」を「知事等」に改める。
様式第24号から様式第26号まで及び様式第48号中「管理者」を「知事」に改める。

様式第63号中

担当	係員	係長	副所長	所長	局長	管理者

を

担当	係員	係長	副所長

所長	局長	知事

に改める。

様式第76号中「管理者」を「知事」に改める。